

「ねり丸」デザイン等使用 マニュアル



©2011練馬区ねり丸

ねりまる
NERIMARU

●目次●

・はじめに	P 1
・「ねり丸」について	P 2
・デザインの使用、著作権表示方法について	P 3
・デザインの加工・変更等の注意点、色指定について	P 4～P 6
・各種申請について	P 7～P13

●担当●

練馬区商工観光課観光係

電 話：03-5984-1032（直通）

F A X：03-5984-1902

メール：KANKO@city.nerima.tokyo.jp

はじめに

- 本マニュアルは、ねり丸のイラストを使用して、イベントのポスター、チラシ、ノベルティグッズ、webサイト・SNSなどに使用いただく際のマニュアルです。
- デザインの使用用途は、「販売」と「非販売」の2種類があります。
どちらの場合も申請が必要ですので、必ずお申込みください。
※イラストの使用期間は、使用許諾を受けた日から、当該年度の末日までです。
そのため、同じデザインを使用する場合でも、年度ごとのお申し込みが必要です。

(ノベルティグッズの例)



▲ねり丸マスク



▲ねり丸ハンドタオル



▲ねり丸メモ帳

(チラシ・パンフレット・ポスターの例)



▲パンフレット



▲チラシ

「ねり丸」について

名 前：練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」
由 来：練馬の「ねり」と、愛らしく丸みのある容姿から
特 徴：一人称はカナカタで「ボク」、語尾は「ねり」
肩書き：ヒーロー（自称）
誕 生：練馬区の畠
年 齢：小学校低学年くらい
性 格：好奇心旺盛、勇敢
好 物：練馬区で採れた野菜や果物
使 命：「アニメのまち 練馬区」を世界中に広くPRすること
日 常：ヒーローになるための修行やトレーニング、まちのパトロール、
練馬区の魅力を発見すること
経 緯：平成22年度、区内のアニメ事業者で組織する「練馬アニメーション協議会」
(一般社団法人練馬アニメーション※令和4年8月解散)の会員企業9社に
キャラクターのデザイン制作を委託し、その9作品の中から選定委員会で3候補作品
を選定しました。その後、区ホームページ等で、広くアンケート投票と名前の公募を行
い、その結果を踏まえて、平成23年3月、「ねり丸」が誕生しました。

区HP <https://www.city.nerima.tokyo.jp/kankomoyoshi/nerimaru.html>

SNS Xアカウント名 nerimaru_nerima



▲区HP

▲ねり丸X



ルックス
「練馬大根」と区名の「馬」をイメージ。

①冒険家のようなゴーグル
どんな困難にも立ち向かっていきます。

②頬の赤み
練馬の頭文字「N」がポイント。

③あたまのアンテナ
アニメを通して世界中に希望や未来を発
信し多くの情報を受信します。

④ヒーローのようなマント
元気に未来へと飛び立ちます。

デザインの使用について

- ねり丸デザインは無料で使用できます。
- 必ず申請を行い、区の許諾を受けてください。
- ねり丸デザインの著作権等は区に帰属します。
- デザインを2D（平面）ではなく3D（立体）で制作する場合も申請が必要です。
- 個人利用の場合（年賀状のデザイン、PCの壁紙、ご家庭での塗り絵）は申請不要です。
- 会社案内や名刺には使用できません。
- デザインのデータは、善良な管理者の注意を尽くして管理、使用してください。
- デザインのデータは使用が終了した際に消去してください。
- デザインの使用許諾を受けて作られた商品は、区が品質等を保証する公認商品になるわけではありません。
- 許諾を受けた商品の写真を商品の宣伝に使用する際には、申請は必要ありません。許諾番号を写真等に表示してください。

著作権の表示方法について

- 1制作物につき1か所イラスト付近に著作権表記および許諾番号を表示してください。ただし、制作物を分割して使用することが想定されるもの（付箋やシール等）は、デザインごとに表示してください。
- 書式の指定はありません（HG丸ゴ シックM-PRO推奨）。
- 表記の色の指定はありません（読みづらいものはNGです）。
- 読める大きさで表示してください（10.5ポイント程度）。
- デザインの近くに表示できない場合、その他の箇所（タグ、パッケージ、説明書等）に記載してください。
- ロゴをご活用ください（必須ではありません）。



著作権表記 + 許諾番号

▲著作権等表示の例



▲ロゴ

日本語表記の場合：©2011 練馬区ねり丸#●●●●

英語表記の場合：©2011 Nerima City Nerimaru #●●●●

デザインの加工・変更等の注意点①

ねり丸デザインについて、原則として加工・変更等できませんが、一部加工・変更等ができる場合があります。以下をご確認ください。

※ 内容によってお断りする場合があります。加工・変更等を希望する際はご相談ください。

使用できる例

● ものを持つ

ものを持たせることができます。

※特定企業の商品などを持たせることは不可

※ねり丸にふさわしくないもの（お酒・タバコなど）を持たせることは不可



● のぞき・見切れ

ものかけ、茂み等からのぞかせる使用や、一部体が見切れた使用ができます。

※意味なくデザインが隠れているものは不可



● 衣装

衣装を着せることができます。

帽子やかばん等の装飾品も着用できますが、ねり丸の顔パーツに被らないようにしてください。

※個人、団体等の衣装等は不可



● ふきだし

コメントをつけることができます。

コメントをつける場合は、小学生低学年をイメージし、「です・ます調」や長文を避けてください。

一人称は「ボク」、語尾は「ねり」としてください。

※特定の個人、団体、商品等に関するもの、ねり丸のイメージを損なうものは不可

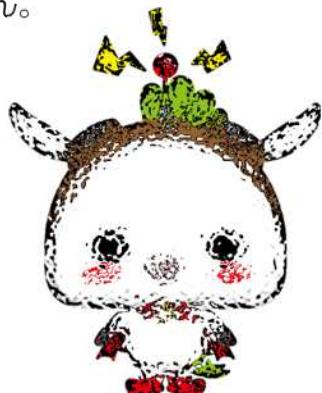


デザインの加工・変更等の注意点②

使用できない例

- 粗い・不鮮明

データが粗いものや不鮮明なものは使用できません。



- 色指定以外の使用

P6に記載のある色以外のものは使用できません。



- ロゴの加工や誤解のされる表現

ロゴを加工したり、誤解を招く表現はできません。



- 縦横比の相違

縦横比率が変わるなど、変形しているものは使用できません。



- カラス君単体での使用

カラス君単体での使用はできません。
ねり丸とセットでご使用ください。



- Nが反転している

画像を反転させる場合は、「N」の部分を加工・修正してください。



色指定

- 指定色がない場合は、区と相談のうえ可能な限り近い色味のものを使用してください。
- 印刷機の都合上、フルカラーがモノクロ印刷になるのは問題ありません。
- 単色使いの場合は下記指定以外の色を使用しても構いません。

キャラクターフルカラー



ロゴフルカラー



キャラクターモノクロ



ロゴモノクロ



キャラクター単色



ロゴ単色



デザイン使用の申請手続きの流れ

① 事前協議	申請者) 電話またはメールで申請者やデザインを使用する商品などの情報（商品名、販売場所など）をお知らせください。
確認	練馬区) ご相談内容を踏まえ、ねり丸デザインの使用の可否を確認します。
素材の提供	練馬区) 使用可能の場合には、ご希望の素材（デザインデータ）をメールでお送りします。 <ul style="list-style-type: none"> ● 使用できるデザイン一覧 区HPからダウンロードしてください。 ● 素材のデータ形式 <ul style="list-style-type: none"> • AIデータ（エーアイデータ） <ul style="list-style-type: none"> ※ Adobe Illustratorの略。データ容量が大きい。 ※ ファイル展開するには Illustratorが必要です。 • PNGデータ（ピングデータ） <ul style="list-style-type: none"> ※ Portable Network Graphicsの略。背景透過のため使いやすい。
② 申請	申請者) 以下のどちらかの方法で申請の手続きをしてください。 <ul style="list-style-type: none"> ● LoGoフォームで申請 <ul style="list-style-type: none"> • LoGoフォーム（外部サイト）に必要事項を入力してください。 URL : https://logoform.jp/form/G2rU/808522 ● メール・郵送・窓口で申請 <ul style="list-style-type: none"> • 指定の様式（申請書）に必要事項を記載し、申請してください。様式は、区HPからダウンロードできます。 URL : https://www.city.nerima.tokyo.jp/kankomoyoshi/nerimaru.html • 申請書とあわせて必要書類（ラフ画や完成見本、団体の概要が分かるもの）をご提出ください。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  ▲LoGoフォーム </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  ▲区HP </div>
確認	練馬区) 申請内容を確認し、約1～2週間後に、使用可能の場合には許諾通知書を、使用不可の場合には不許諾通知書を担当者あてに送付いたします。
③ 完成品提出	申請者) 完成品を提出してください。 販売目的で使用するものについては、確認後に販売が可能です。
④ 使用・販売開始	申請者) 販売目的でないものについて、イラストの使用が可能です。 販売目的のものについて、販売が可能です。

「ねり丸」デザイン等使用許諾申請書の記入例

第1号様式（第5条関係）

令和6年11月22日

練馬区長 殿

団体・事業者（名称）株式会社ねり丸
(所在地) 東京都練馬区豊玉北6-12-1
代表者（氏名）ねり田 丸子
担当者（氏名）ねり林 丸子
(電話) 03-5984-1032
(メール) KANKO@city.nerima.tokyo.jp

- 代表者・担当者の押印は不要です。
- 代表者と担当者が同一の場合、どちらも記入してください。

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用許諾申請書

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用取扱要綱第5条の規定に基づき、ねり丸デザイン等の使用について申請します。

1 申請内容

(1)	使用目的	ボールペンでのデザインに使用するため。 <small>※イベントや事業の内容を簡潔に記入してください</small>
(2)	使用品・商品の名称	ねり丸ボールペン
(3)	製作数	1,000本
(4)	使用期間	令和6年12月12日～令和7年3月31日 <small>※最短の使用開始日は、許諾決定が下りた日からです ※最長で申請年度の3月末日まで使用可能です</small>

- 使用期間は、最長で申請年度の3月末日までです。

※ 販売目的で使用する場合は、以下もあわせて記入すること。

(5)	販売形態	<input checked="" type="checkbox"/> 消費者への直接販売（インターネット販売を含む） <input checked="" type="checkbox"/> 小売店への卸売 <small>※該当箇所にチェック（☑）を記入してください</small>
(6)	販売場所	区内の文房具店
(7)	販売価格（税込み）	店頭価格・希望小売価格 卸値 150円 100円
(8)	区HP等への掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 掲載を希望する <input type="checkbox"/> 掲載を希望しない <small>※該当箇所にチェック（☑）を記入してください ※希望に沿えず、掲載できない場合もあります</small>

2 添付書類

申請書とあわせて、以下2つの書類を添付すること。

- 使用する物の見本（見本が添付できない場合は写真、完成予定図面等）
- 団体等の概要書（活動がわかるチラシ・パンフレット等）

- 申請書とあわせて、必要書類をご提出ください。

デザイン使用の報告手続きの流れ

販売目的でデザインを使用する場合に限り、デザイン使用の報告を行う必要があります。

※ 使用期間が満了する月の翌月末日までに報告してください。

申請者) 以下のどちらかの方法で報告書を提出してください。

- LoGoフォームで提出
 - ・ LoGo入力フォームに必要事項を入力してください。
URL : <https://logoform.jp/form/G2rU/809397>
- メール・郵送・窓口で提出
 - ・ 指定の様式（申請書）に必要事項を記載し、提出してください。様式は、区HPからダウンロードできます。
URL : <https://www.city.nerima.tokyo.jp/kankomoyoshi/nerimaru.html>



▲LoGoフォーム



▲区HP

① 報告書の提出

デザイン使用の継続を希望する場合

デザイン使用の継続を希望する場合は、必ず継続の手続きをしてください。

※ 継続を希望しない場合で、在庫がある場合は、期間満了時から90日間に限り販売することができます。

申請者) 以下のどちらかの方法で継続申請の手続きをしてください。

- LoGoフォームで申請
 - ・ LoGoフォーム（外部サイト）に必要事項を入力し、申請してください。
URL : <https://logoform.jp/form/G2rU/809334>
- メール・郵送・窓口で申請
 - ・ 指定の様式（申請書）に必要事項を記載し、申請してください。様式は、区HPからダウンロードしできます。
URL : <https://www.city.nerima.tokyo.jp/kankomoyoshi/nerimaru.html>



▲LoGoフォーム



▲区HP

① 申請

確認

練馬区) 申請内容を確認し、約1～2週間後に、使用の可否について、担当者宛てにご連絡します。

② 使用・販売開始

申請者) 販売目的でないものについて、イラストの使用が可能です。
販売目的のものについて、販売が可能です。

「ねり丸」デザイン等使用報告書の記入例

第10号様式（第16条関係）

令和6年11月22日

練馬区長 殿

団体・事業者名（名称）株式会社ねり丸
(所在地) 東京都練馬区豊玉北6-12-1
代 委 者（氏 名）ねり田 丸子
担 当 者（氏 名）ねり林 丸子
(電 話) 03-5984-1032
(メール) KANKO@city.nerima.tokyo.jp

- 代表者・担当者の押印は不要です。
- 代表者と担当者が同一の場合、どちらも記入してください。

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用報告書

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用取扱要綱第16条の規定に基づき、使用許諾番号 (#S110) ねり丸デザイン等の使用について報告します。

1 報告内容

(1)	販売数	900本	
(2)	在庫数	100本	
(3)	売上額	135,000円	
(4)	販売価格（税込み）	店頭価格・希望小売価格 150 円	卸値 100 円

- 使用許諾通知書に記載のある使用許諾番号を記載してください。

「ねり丸」デザイン等使用期間延長申請書の記入例

第7号様式（第11条関係）

令和6年11月22日

練馬区長 殿

団体・事業者名（名称）株式会社ねり丸
(所在地) 東京都練馬区豊玉北6-12-1
代表者（氏名）ねり田 丸子
担当者（氏名）ねり林 丸子
(電話) 03-5984-1032
(メール) KANKO@city.nerima.tokyo.jp

- 代表者・担当者の押印は不要です。
- 代表者と担当者が同一の場合、どちらも記入してください。

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用期間延長申請書

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用取扱要綱第11条の規定に基づき、使用許諾番号（#S110）ねり丸デザイン等の使用期間の延長を申請します。

1 使用期間およびその理由

使用期間	使用開始日～令和8年3月31日 <small>※最短の使用開始日は、許諾決定が下りた日からです</small> <small>※最长で申請年度の3月末日まで使用可能</small>
理由	ねり丸のデザインが好評であり、引き続きボールペンを販売するため。

- 使用許諾通知書に記載のある使用許諾番号を記載してください。

- 使用期間は、最長で申請年度の3月末日までです。

デザイン使用の許諾内容を変更する場合

① 事前協議	申請者) どのようにデザイン使用の許諾内容を変更するかご相談ください。
② 申請	申請者) 以下のどちらかの方法で許諾内容変更の手続きをしてください。 <ul style="list-style-type: none">● LoGoフォームで申請<ul style="list-style-type: none">• LoGoフォーム（外部サイト）に必要事項を入力してください。 URL : https://logoform.jp/form/G2rU/809289● メール・郵送・窓口で申請<ul style="list-style-type: none">• 指定の様式（申請書）に必要事項を記載し、申請してください。様式は、区HPからダウンロードできます。 URL : https://www.city.nerima.tokyo.jp/kankomoyoshi/nerimaru.html
確認	練馬区) 申請内容を確認し、約1～2週間後に、使用可否について、担当者宛てにご連絡します。
③ 使用・販売開始	申請者) 販売目的でないものについて、イラストの使用が可能です。 販売目的のものについて、販売が可能です。



▲LoGoフォーム



▲区HP

「ねり丸」デザイン等使用変更申請書の記入例

第4号様式（第8条関係）

令和6年11月22日

練馬区長 殿

団体・事業者（名称）株式会社ねり丸
（所在地）東京都練馬区豊玉北6-12-1
代表者（氏名）ねり田 丸子
担当者（氏名）ねり林 丸子
(電話) 03-5984-1032
(メール) KANKO@city.nerima.tokyo.jp

- 代表者・担当者の押印は不要です。
- 代表者と担当者が同一の場合、どちらも記入してください。

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用変更申請書

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用取扱要綱第8条の規定に基づき、使用許諾番号（#S110）ねり丸デザイン等の変更について申請します。

1 変更内容およびその理由

(1)	現	制作数 1,000本
	新	制作数 2,000本
	変更する理由	当初の想定よりも物品の売れ行きがよいため。
(2)	現	販売場所 区内の文房具店
	新	販売場所 区内の文房具店、コンビニ
	変更する理由	コンビニでの販売も可能となったため。
(3)	現	使用品・商品の名称 ねり丸ボールペン
	新	使用品・商品の名称 かわいい！ねり丸ボールペン
	変更する理由	よりキャッチャーな商品名にした方が売れると思ったため。

- 変更の内容を具体的に記載してください。

※ 書ききれない場合は、本様式をコピーしてお使いください。